

保育所等平成27年4月入所児童募集

平成27年4月からの保育所(園)、認定こども園(保育所部分)の入所児童を次のとおり募集します。平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」により、これまでとは手続き等が異なりますので、ご注意ください。

保育所は、保護者や同居の家族の方が、お子さんを日中家庭で保育できない場合が対象となります。小学校の入学準備、集団生活の体験等の理由で入所を希望する方は入所の対象にはなりません。

- 受付期間 平成27年1月7日(水)～23日(金) 8:30～17:15
※土・日曜日、祝日は除く。
※木曜日の延長窓口では対応していません。
- 申込場所 本庁福祉課子育て支援室
各総合支所市民福祉課
- 提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(児童ひとりにつき1部)
②保育の必要性を確認できる証明書等
 - ・就労している方…就労・就労予定証明書(両親分。勤務先での記入、証明印が必要です)
 - ・妊娠、出産の方…母子健康手帳等のコピー
 - ・疾病、障がいのある方…医師の診断書または障害者手帳のコピー
 - ・同居の親族等の看護や介護をしている方…看護(介護)されている方の医師の診断書または介護保険認定証のコピー
 - ・災害復旧にあたっている方…り災証明書
 - ・求職中の方…ハローワークの登録証のコピー等
 - ・就学中の方…在学証明または学生証のコピー③家庭状況申立書兼調査票(1世帯につき1部)
④市民税額が確認できる書類
※平成26年1月2日以降に常陸大宮市に転入された方のみ前住所地の役所で発行される、平成26年度(平成25年分)課税証明書または非課税証明書を両親分提出してください。ひとり親家庭の場合は家計の主宰者の分も必要になることがあります。
- 注意事項
 - ・提出書類のうち①、③及び②の就労・就労予定証明書は、上記申込場所と各保育所等に備えてあります。
 - ・就労・就労予定証明書の内容について、勤務先に確認させていただくことがあります。
 - ・出産のための入所の場合、おおむね産前6週、産後8週の入所が可能です。
 - ・育児休暇を取得中または取得予定の場合、出産後おおむね1年間に限り入所することができます。
 - ・保育料の未納がある場合は、完納するまで申込受付を保留にすることがあります。
 - ・次の場合は、平成27年4月からの入所はできません。
 - i 受付期間内に提出しなかった
 - ii 提出書類の不足等不備がある
 - iii 提出書類の内容に偽りがあった
 - ・年度内の転園は基本的に認めませんので、事前に保育所(園)の見学等を行い、熟慮したうえでお申し込みください。
 - ・申込書提出後に記載事項や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申し込みをしたりした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。
 - ・平成27年度の保育料は現在検討中です。

